○厚生労働省告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第１第２章の２の⑸中「69,960円」を「69,810円」に改める。

別表第３の１の表中「118,000円」を「120,000円」に改める。

別表第６の１の表中「182,000円」を「202,000円」に改める。

別表第７の１の表及び２中「70,000円」を「72,000円」に改める。

別表第８の１の表中「199,000円」を「201,000円」に、「159,200円」を「160,800円」に、「174,100円」を「175,900円」に、「139,300円」を「140,700円」に改める。

別表第８の３の表中「11,230円」を「13,330円」に、「9,830円」を「11,660円」に改める。

○厚生労働省告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第１第２章の６中「児童１人につき次の表に掲げる額」を「15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童１人につき13,000円」に改め、表を削る。

○厚生労働省告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第７の１の表中

「

授業料、入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。

」

を

「

授業料	高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条第１項各号に掲げるものを除く。）に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。

」

に改める。

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第１項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十一号）の１部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第六条第１項中「考慮するよう」の下に「努めるとともに、投薬を行うに当たつては、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に」を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）